**平成２３年（フ）第５０６０号**
埼玉県越谷市大字大泊710－１－107
破産者　佐藤　　龍
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第５０７９号**
東京都大田区大森北６丁目27－11－301
破産者　井貝シズ子
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第５１１２号**
東京都狛江市中和泉１丁目４－26
破産者　三村　順一
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第５１４５号**
神奈川県川崎市川崎区大師河原２丁目２－14－403
破産者　松本　匡史
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第５１６７号**
東京都大田区東矢口２丁目14－16－402
破産者　秋葉　賢司
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第５１７８号**
東京都練馬区関町南４丁目15－４－402
破産者　福島　里加
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第５１９８号**
東京都杉並区成田東５丁目17－９－704
破産者　後藤　　章
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第５２０１号**
埼玉県蓮田市大字馬込1867－２－Ａ－102
破産者　戸張　和夫
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２７号**
岩手県釜石市大字平田第３地割65番地２
破産者　東海運輸株式会社
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

**平成２２年（フ）第１１号**
茨城県日立市東金沢町１丁目13番31号
破産者　多賀荷造株式会社
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

**平成２３年（フ）第２０号**
茨城県日立市大久保町３丁目13番５号
破産者　有限会社新世企画
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

**平成２３年（フ）第３９８号**
さいたま市浦和区元町３丁目26番15号
破産者　有限会社ペイント工房
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第４５１号**
千葉県流山市加１丁目11番地アルス流山805、開始決定時の住所千葉県柏市布施372番地
破産者　坂口　正明
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第４５２号**
千葉県流山市加１丁目11番地アルス流山805、開始決定時の住所千葉県柏市布施372番地
破産者　坂口　美枝
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第４５３号**
千葉県柏市小青田30番地１
破産者　株式会社スリーエム
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第４５４号**
千葉県流山市加１丁目11番地アルス流山805、開始決定時の住所千葉県柏市布施372番地
破産者　坂口　正一
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第８号**
千葉県流山市向小金２丁目263番地の４
破産者　有限会社ホリウエア
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第９号**
千葉県流山市向小金２丁目263番地の４　南柏パークホームズウイングスクエア405
破産者　堀　　正見
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第４７号**
千葉県山武郡九十九里町片貝6646番地
破産者　株式会社クリエイト
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２２年（フ）第２２１９９号**
東京都足立区花畑１丁目13－４－302
破産者　大浦　辰雄
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第３９２号**
東京都清瀬市中清戸１丁目489番地７
破産者　渡部　菊子
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第６３号**
長野県飯田市鈴加町１丁目１番地
破産者　株式会社ビジュアルコミュニケーション
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

**平成２３年（フ）第２５号**
三重県名張市美旗中村1430番地32
破産者　株式会社ナガタニ
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部